

平成 28 年度第 3 回伊賀市大山田財産区管理会 会議録（概要）

日 時：平成 29 年 1 月 27 日（金）13:30～17:00

場 所：大山田農村環境改善センター 2 階小会議室

出席者：（管理委員）豆本会長、松本副会長、西尾委員、中澤委員、馬岡委員、福持委員、蛭澤委員
（管理人）廣島氏、福川氏
（事務局）大山田支所 福永支所長、池本課長、増岡係長

財産区管理会 議事録（概要）

課長	ただいまから、平成 28 年度第 3 回伊賀市大山田財産区管理会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして、福永支所長よりご挨拶を申し上げます。
支所長	皆さんこんにちは、大山田支所長の福永でございます。よろしくお願ひします。日頃は行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。さて、大山田財産区ですが、地方自治法第 294 条第 1 項に基づき、旧大山田村の村有林を財産として伊賀市合併時に大山田の為に設けられたものでございます。財産区の全面積はおよそ 191ha、その内の 3 分の 2 が保安林です。財産区の収入の柱と言え、青山高原ウィンドファームからの土地代でございます。財産区の会計は特別会計で、その運用につきましては大山田地域の森林等の財産の保全管理及び、地域住民の福祉の増進を目的としております。概要等の詳細につきましては後程、担当の方からご説明させていただきます。本日は事項の順にまず、7 名の委員様の委嘱状を交付させていただきました。次に財産区管理会条例第 5 条に基づき、会長、副会長を皆様の中から互選により選任させていただきます。会長様が決まりましたら、会議の進行は会長様にお願いいたします。今日の会議には管理人様も同席いただいております。林班の見廻り状況や管理人の改選について、ご報告やご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。本日の会議が大山田財産区の発展に、大山田地域の活性化に繋がってまいりますよう、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。措辞ではございますが始まりの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。
課長	ありがとうございました。それでは本日の会議でございますが、財産区管理会条例第 7 条の規程を満たしていますので、この会議につきましては成立ということでご報告申し上げます。それでは項目の 2 番目の財産区管理委員の委嘱ということで、1 枚めくっていただいた所に新委員さんのお名前を挙げさせていただきます。ただいまから委嘱状を支所長から交付させていただきますので、よろしくお願ひします。 (委嘱状の交付)
課長	次に 3 番の会長、副会長の選任でございます。管理会条例第 5 条では委員の互選により選ぶとなっておりますので、会長、副会長の選任につきましてどのようにさせていただければ良いか、お計りさせていただきます。
委員	事務局案はありませんか。
課長	前回は委員さんの中からご意見いただき決定しました。基準としてはありませんが、参考として再任された委員が、経験もあるという事で会長、副会長に選任していただきました。

委員	再任の方がよく知っておられるので、その方でやっていただいた方が良いでしょう。
課長	管理会委員の再任は、豆本さん、松本さん、西尾さん、この3名の方になります。
委員	3名の方で一番年上の方に会長をしてもらえば良いでしょう。
事務局	先程の意見にもありましたが、再任された方の一番年上の方に会長をしていただき、二番目の年の方に副会長をしていただければと思います。
委員	異議なし。
委員	年の順では会長は豆本さんになるので異議はないが、副会長は新任ではだめですか。
委員	副会長も再任の方でと一度決めてもらったので、その方向で進めてほしい。
委員	みんなで協力するので副会長は松本委員でお願いしたい。
委員	わかりました。
課長	それでは各委員さんにお決めいただいた結果、会長に豆本委員さま、副会長に松本委員さまということをお願いいたします。これから以降の会議の方を会長さんに進行いただきますので、ここで10分間休憩させていただきます。これ以後の打合せをいたしますのでよろしくをお願いいたします。
	休憩後
課長	それでは新しく会長と副会長になりました方々から一言ご挨拶をお願いします。
会長	委員を再任した中で一番の年齢ということで、会長をさせていただきます。財産区につきましても、恒久的な財源がある中で、今後森林や道路の整備をしていかななくてはと思います。これから4年間お世話になりますが、山にくわしい委員も入られたので教えていただきながら、一緒にがんばっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
副会長	皆さん年上の方ばかりなので恐縮ですが、副会長ということでよろしくお願いします。近年降水量が多く災害によく見舞われ山が荒れて大変であります。市との予算執行等で関係していますが、案外地域の人は財産区にはお金がある。という事しかわかっていないと思いますので、理解してもらえるようにしていきたいのでよろしくお願いします。
課長	ありがとうございました。それでは4番目の会議録署名委員の指名についてご説明させていただきます。
事務局	会議録署名委員につきましては、新任の方でお願いしたいということで、(名簿の)上から中澤委員と馬岡委員をお願いします。
会長	議事を始める前に初めて会う方もおられますので、自己紹介をお願いします。
一同	自己紹介
課長	ありがとうございました。それでは5番の報告事項ですけれども、ここからは会長の方で進行いただきますのでよろしくお願いします。
会長	それでは報告事項ということで、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告事項につきましては、財産区・管理会の概要について資料1の1ページから32ページのとおりでございます。
会長	ありがとうございました。分収林契約についてわからない人もいますので、もう少し説明をお願いします。

支所長	資料の12ページをご覧ください。戦後に山の木を大量に伐採したため、再生するためにはお金がかかるということで、国の下部組織、当時は緑資源機構でしたが分収林契約を行い、そこから施業費用を全額出してくれる代わりに、施業は地元で行うことになっています。契約期間は当時50年から70年でその期間育林をすれば、木材として住宅需要に間に合うことからその期間になっています。分収というのは100%の内60%が財産区、40%が森林総合研究所で、契約が満了した時木を伐採し売買したときの収益の割合です。現在は売買するより伐採の経費の方が高いので、契約期間の延長を行っています。
会長	簡単に言うと森林を経営するのに金がかかるため、経費を国が支出してくれ、儲けがある場合双方で分けましょうというシステムです。林道事業等に対する補助金交付要綱で補助率が50%ですが、市の補助事業に対する地元負担金にも50%補助できます。例えば市の補助事業で地元負担金が10万円かかる場合その50%を補助するので5万円で済みます。基本は財産区有林に通じる道路を整備した場合です。
委員	100万円の工事をした場合、負担金は25万円で良いという事ですか。
会長	そのとおりです。
委員	要綱の第2条に財産区内に存しとあるが、これは大山田全体という意味なのか、財産区のある地区なのか、私は大山田全体という意味に聞こえる。
会長	もう一度確認しますが、要綱は大山田全域の中で、作業道等市の管理道路になっていない所は50%補助金がもらえる。市の補助対象の事業については、負担金の50%補助するという事によろしいでしょうか。この要綱はあまり地元知られていないので、区長会で説明してもらおうようにします。
委員	最初の話で財産区の目的は、財産区の山を守ることと聞いたが。
課長	地域の福祉の関係もあります。
委員	財産区は特別会計であるので、大山田全域に使用するのは比率の取り決めがあるのですか。
会長	取り決めはありませんが、当時の話では1/3は財産区の管理のために使用する。1/3は非常時のために貯めておく。残りの1/3は地域に貢献するために使用する。との話でした。
委員	わかりました。
委員	この要綱で道路を開設するのですか。
会長	開設まではしませんが、作業道でもコンクリート舗装をする場合、地元の出役であれば材料費のみですが、人がいなくて業者等に依頼した場合工事費が必要となる。そのための要綱です。
委員	災害で道路が使用不能になったらどうするのですか。
委員	作業道であるため、受益者が全額出して復旧します。
会長	林道台帳に記載されている林道しか、災害の対象にはなりません。
委員	台帳に記載されている林道は、原則は市が管理するべきですが、現在は災害復旧でも、受益者負担が必要になっています。
会長	そのような事から要綱を作成しました。

委員	財産区でもっと道路を整備しなければならないのでは。
管理人	前回の管理会において、橋梁の改修費を財産区の予算ですとあったが。
会長	市の所有物を財産区が改修するのはおかしい。市が事業を行い、地元負担金の範囲で支出することしか出来ない。
課長	橋の件につきましては、関係課と協議を行い、平成29年度で検討するというところで話をしております。工事費が1,000万円以上かかる中で、市で予算を獲得するのは出来ませんので、その中でがんばって獲得し、不足する分について管理会で協議して承認されれば工事が行えます。年度が代われればまた関係課と協議を行います。
管理人	施業計画を管理人でしているが、道路が災害で壊れたら作業しに行けない。壊れている道路は早急に改修していただければありがたいのですが。
課長	林道や作業道の改修については、計画的に見廻りをして、報告していただいたら予算計上が出来、森林を守っていくということで理屈もつきますのでお知恵をいただきたいと思います。
会長	報告事項はこれでよろしいでしょうか。続いて議事にまいります。協議事項で平成28年度予算執行状況について、事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。平成28年度予算執行状況については、資料2の1ページから5ページのとおりでございます。
委員	労働災害保険料は、過去に余分に払ったわけではない。
支所長	作業量に対しての金額なので、今年度は作業量が少なかったのが0円です。
委員	労災保険料を支払う場合、前年度の実績に対して今年度分を支払う事になっています。保険料を100万円支払ったとして、作業量が少なく30万円で済んだ場合70万円残ります。それを労働局は預かることになり、次の年度に送ることになります。次の年が10万円の保険料で済んだ場合残りの60万円を預かり次の年へ送ることになる、そういう仕組みです。不足した場合に支払うことになります。
会長	説明の続きをお願いします。
事務局	資料2の4ページを説明。
会長	燃料費を0円にするのは良くないと思います。
委員	作業賃金が大きく減額されたのは、作業する場所が無かったのか、道路が通れず出来なかったのか、どちらですか。元々の予算も少ないのでは。
支所長	財産区の作業単価が9,500円になっていまして、森林組合の賃金よりは安いので、日数を乗じた予算です。
管理人	道路が壊れているので、歩いて山に入るところがあり、管理人も少ないので見廻りも少なくなっています。次年度から管理人を増員していただいたら、予算も執行できると思います。
支所長	現在管理人の応募予定は、阿波の自治協で4名、布引の自治協で2名、山田の自治協で1名、管理人が増員予定です。
会長	6、7人いれば、管理も容易になるのではないですか。ただ、道路の修繕は管理人だけでは出来ないのでは、森林組合等の外注でいかなければならないと思います。管理人さんには、まず見廻りをしてもらい、作業道の修繕や間伐等の問題提起をしていただ

	けたら、作業は外注で行うようにしていきたい。説明の続きをお願いします。
事務局	資料2の4ページ、5ページを説明。
会長	分収林造成事業は、森林組合に依頼してありますか。
事務局	森林組合と契約してあります。
会長	続いて平成29年度予算要求について説明をお願いします。
事務局	平成29年度予算要求については、資料3の6ページから8ページのとおりでございます。
会長	臨時職員採用については、予算計上出来なかったということで、事務局は大変だと思いますがよろしくお願いします。次年度以降も職員については予算要求をして下さい。橋の補修事業については、市の事業でしていただいて、負担経費で掛かる分を財産区でということですが、金額が未定ですので予算要求からはずしてあります。市が補正で予算計上できれば、財産区も補正で計上していきますのでよろしくお願いします。予算の件についてなにかあればお願いします。
委員	管理人は現在3名で、今後増員する見込であると言っていました。お互い場所も境界も不明であることから、GPSで初めての者でも境界がわかるように、現管理人が健在のうちに数値的に出せるように出来ませんか。
会長	境界確定については、現在森林組合で事業をしています。
委員	まだ、全部出来ていません。全山するわけでもありません。
委員	財産区の事業として出来ませんか。
会長	財産区のみではむずかしいので、委託事業としてやっていかなくてはと思います。現在森林組合で境界確定事業をした所はわかりますが、GPSで全部出るかどうかが精度が悪いと思います。
委員	正確な事を申しますと、GPSはアメリカ軍が開発した装置でそれを一般開放しています。軍の使用しているのは精度が良いですが、一般が使用しているのは精度が悪く10mくらい誤差が出ます。GPSで点を抑えると図面は書けますが、実際とは誤差が出ているので、左右に振っています。
会長	GPSで境界がわかる機械があるので、購入しても良いと思う。
管理人	新しい管理人さんも来てくれ、管理委員さんも改選したので、一度皆さんが集まって山を歩いてもらった方が良いかと思います。
支所長	昔は、管理会で集まった時に最初2時間ほど山へ行って、帰ってきてから会議をしていました。年に3回会議があれば、1回に1箇所、年3箇所行っていました。
会長	1年で全て行くのはむずかしいので、4年間で1回り出来るくらいに行けば良いと思います。新しい管理人さんが来年度からしてもらえば、一度管理人さんに集まってもらい、話をしなければならぬのでは。
管理人	出来たら農作業に入るまでの、3月に一度集まってもらえればありがたいが。
会長	3月頃に新任の管理人さんへ、集まる日程を調整していただき、諸々の事を説明してから仕事をしてもらった方が良い。仕事については、現管理人さんからの指示によりしていただく。他に予算関係の事でよろしいですか。次に森林整備計画について説明をお願いします。

事務局	森林整備計画については、資料4の1から資料4の4までのとおりでございます。
会長	計画についてもう少し詳しく、7ページからの別表があり、伐採計画の所で10ページから記載がありますがこれが計画ですか。
事務局	そうです。この部分については布引林班ですが、資料4の4にある西教林班の森林経営計画を布引林班で作成し、西教で行った事業を行っていく計画です。
会長	わかりました。内と外とありますが、これは何ですか。
委員	計画的間伐対象森林の内外の別の事ですか。
会長	分収林と財産区の違いですか。
事務局	分収林については、備考にある森林総合研究所と書いた部分だと思います。
委員	計画的間伐対象森林の内外の別とは、県、伊賀市の間伐計画に載っているのが内です。それ以外が外です。計画は5年間です。森林総合研究所分もその期間での計画と思います。
会長	5年間での計画ということでわかりました。5年経てば計画を作り直すということですか。
事務局	そのとおりです。
委員	ウィンドファームの管理道の入口には施錠をしてあります。そのカギについて1つは布引自治協、1つは布引の福岡会長が持っています。言っていただければお貸しする事が出来ます。
事務局	カギはこちらでも預かっています。
会長	管理道路に入るには、事前にウィンドファームへ連絡をしてから入る様にしましょう。
支所長	管理棟が立派なもの出来るようです。視察のための研修室も出来るようです。4月以降になるようですが、一度財産区で見学するのも良いと思います。
会長	ウィンドファームの事業で、山の土砂が多く流失しました。状況の改善を要望する等年に一度でもウィンドファームと交流する場が持てたらと思います。次に管理人の体制について説明をお願いします。
事務局	特に資料はありませんが、先程の話のとおりです。
会長	3月に集まっていたき、新任の管理人さんに説明をお願いします。何か支給品はありますか。
支所長	ヘルメットを支給しています。
委員	ヘルメットは古くなると耐久性がなくなります。
管理人	安全靴も支給していただいた。
委員	靴は地下足袋の方が良い。スパイク付きもあります。
支所長	予算の範囲内で支給していきます。
会長	管理人全員に支給をお願いします。
管理人	11ページに財産区有林の面積が出ていますが、この数値は台帳の面積ですか。
支所長	そうです。
管理人	そうすると実測ではもっと多いのですか。
支所長	実測は不明です。
会長	国土地積調査をしなければわかりません。

委員	自家用車の公用申請はありますが、チェーンソウの講習は受けていますか。
支所長	作業に係るようでしたら、改めて研修を受けてもらいますが、通常は見廻りが中心です。
管理人	安全講習も受けてもらったら良いと思います。
会長	講習会をしている日程があると思いますが。それを調べなければならぬ。
委員	コマツはいつでもしています。場所は郡山市です。県の木材組合連合会では、津や松坂のウッドピアで年に3回くらいしています。日程は3日間です。
委員	講習料は15,000円くらいです。
委員	原則はチェーンソウで伐採をして、お金を儲ける場合資格が必要です。雇われる場合も必要で、雇い主も確認しなくてはならない。講習内容については、講義がほとんどで実習はありません。
会長	他に何かありませんか。
支所長	資料の最後のページにあります、布引地域住民自治協議会主催の、林業講演会が開催されますので、出来るだけご参加いただきますようお願いします。
事務局	その他の項で、地役権設定について回覧ではありますが説明します。西教林班に関西電力の鉄塔が建っていますが、その鉄塔や電線の下敷地について、800円/㎡で地役権を設定したいと申出があり、財産区の対象面積は1,550㎡で金額が1,200,000円になります。まずは承諾をお願いしたという事です。期間は鉄塔が建っている間となります。
委員	地役権というのは、期間を設けません。電線を通しますので、下の所有者さんは承諾をして下さい。木が大きくなって伐採しなくてはならない場合、伐採させてほしいと、補償金は出しますという事です。
会長	この土地へは建物を建てられないという事です。この間は支障となる立木を幅広く伐採をしていました。
委員	地役権は1回きりですか。
事務局	1回きりです。地役権設定は承諾してよろしいでしょうか。
委員	よろしいです。
事務局	協議は以上です。
会長	遅くまで協議をしていただきありがとうございます。今後4年間ですが皆様のご協力をいただいて、いっしょにがんばっていきたく思いますのでよろしくお願いします。これで終わります。ありがとうございました。
一同	ありがとうございました。

会議録署名者

大山田財産区管理会 会長 印

大山田財産区管理会 委員 印

大山田財産区管理会 委員 印